

## 通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定によって、広島県医療労働組合連合会から次のとおり争議行為を行う旨の通知がありましたので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条第4項の規定に基づいてお知らせします。

- 1 開始日  
平成28年3月18日以降
- 2 場所  
別表のとおり
- 3 要求事項  
賃金引上げ等
- 4 争議行為の概要  
あらゆる形の争議行為を行う

平成28年3月11日

広島県知事 湯崎 英彦

### 別 表

広島中央保健生活協同組合本部  
同総合病院福島生協病院  
同生協歯科ひろしま  
同生協小児科ひろしま  
同訪問看護ステーションコスモス  
同広島中央保健生協ヘルパーステーション  
同中央居宅介護支援事業所  
同観音地域包括支援センター  
同生協さえき病院  
同草津診療所

同訪問看護ステーション草津かもめ  
同生協くさつヘルパーステーション  
同コープ五日市診療所  
同訪問看護ステーションコープ五日市  
同コープ五日市ヘルパーステーション  
同訪問看護ステーション基町  
広島医療生活協同組合  
同広島共立病院  
同在宅介護支援センター共立  
同もみじ訪問看護ステーション  
同ヘルパーステーション虹  
同協同診療所  
同津田診療所  
同沼田診療所  
同あすなろ生協診療所  
同コープ共立歯科  
同えのかわ訪問看護ステーション  
同デイサービスセンター津田